

2016年9月15日

北海道労働局長 羽毛田 守 様  
北海道経済連合会会長 大内 全 様  
北海道知事 高橋はるみ 様  
北海道教育委員会教育長 柴田 達夫 様

高校生・若者の就職難を考える北海道連絡会  
代表 國 田 昌 男

## 就職難をなくし、若者が安心して働き続けられる雇用とディーセントワーク実現を求めます

明日9月16日は、来春卒業予定の新規高卒者の就職試験解禁日です。北海道労働局の発表（8月26日）によると、7月末現在の求人状況は求職者8,732人に対して道内求人数10,957人で、前年同月比10.4%（1033人）増、求人倍率は1.25倍（前年同月比0.13ポイント増）となっています。

求人は地域別に見ても、道内20のハローワークのうち15地域で前年を上回る状況とのことですが、一方で今春高校を卒業した未就職者261人のうち204人が7月も未就職（うち114人は非正規雇用で就業）で「正規雇用での就職」を希望し続けており、求人職種の偏りの激しさなどが学校現場から訴えられるなど、数字上だけでは実態は把握しづらいのが現状です。

また、大学生の就職活動では選考開始日が毎年のように変更され、昨年の「オワハラ」に続いて、今年は「サイレント」（採用通知日の引き延ばし）が社会問題化しています。今春、「安定的な雇用につけなかった」学生が4年制大学卒業者の15.1%（全国14%）にのぼり、昨年より減ったとはいえ状況の厳しさは依然続いています。

現在、「人口減少対策」や「地方創生」が声高に叫ばれていますが、その要は若者たちが希望を持って働ける雇用の場の確保にあることは論を待ちません。若い力が必要とされていない訳ではなく、その活躍なくして日本の発展はありません。震災からの復興、農業や中小企業の再生、原発に変わる新しいエネルギーの開発、教育、医療、福祉、防災、環境保全など、マンパワーが求められる仕事はたくさんあります。「持続可能な社会」をつくる上で、これらの分野で若者たちが希望を持って働ける環境づくりに、とりわけ国や経済界、地方自治体の力が最優先で注がれなければなりません。

昨年、政府は若者雇用促進法を制定し、今年から全面施行されていますが、法定事項は青少年雇用情報の提供義務づけ、法令違反企業の求人不受理などに止まっています。若者雇用促進法制定の一方で、労働者に「生涯ハケン」を知ることとなる派遣法改悪や雇用を支える中小企業直撃の消費税増税などは論外と言わざるを得ません。「効率」「コスト」「スピード」「利益」をめぐる競争がすべてという企業社会のあり方を根本から変革し、働いても生活していけないワーキングプアをつくる「働かせ方」を改め、世界より500時間も長く働いている状況を改め、若者たちが希望を持って働ける国にすることこそが求められています。

就職難は決して終わってはいません。大企業の内部留保が300兆円を超える傍ら、日本社会の次代を担う若者の社会人としての第一歩が、先を見通すことができない「非正規」雇用などということがあってはなりません。就職難をなくし、若者たちが希望を持ってそれぞれの地域で働き生活していくことができるよう、以下のとおり対策を求めます。

## 1. 高校生、大学生、若者の就職難をなくす対策の実現を求めます

### (1) 企業の社会的責任の発揮、ワークルールの確立、公的部門での雇用対策を求めます

- ① 「団塊の世代」大量退職の補充や技術の継承、長すぎる労働時間の短縮、有給休暇完全消化、不払い残業根絶のための雇い入れ確保を含む求人増で、企業がその社会的責任を果たすよう求めます。同時に、防災、介護・福祉、新エネルギーなどの公的部門での雇用増とともに、安定した良質な雇用の確保に向けた施策を、予算措置を伴って講じ、就職難打開に向けて国と企業一体の抜本的な対策を求めます。
- ② 「残業代ゼロ法案」や若者に「生涯ハケン」を強いる派遣法改悪など、労働分野の「規制緩和」を止め、非正規雇用の規制強化、正社員化登録制度の義務づけ、均等待遇の実現、最低賃金の大幅引き上げ、公契約法（条例）制定など、人間らしく働くルールの確立、ディーセントワーク実現のための対策強化を求めます。

### (2) 法整備を含めた政府への抜本的対策の要請を求めます

本年施行の「若者雇用促進法」を改正し、採用計画の策定など、企業の社会的責任を明確にするとともに、ハローワークや監督署はじめ、行政体制の拡充・整備を図り、「希望に応じた就職の機会」（法第4条）が確保されるよう求めます。

また、不安定雇用の正社員登用を言う「指針」（法第7条）は、「仕組みの検討」ではなく制度制定を義務づけてください。

### (3) 中小企業、農業への抜本的支援強化で雇用機会の拡大を求めます

企業数が多く雇用吸収力の大きな中小・零細企業の技術開発支援、不正取引に対する賠償請求制度、公契約法など公正取引ルールの法制化など、経営基盤の強化支援による雇用拡大が求められます。国民生活と国内需要重視への政策展開による雇用の安定と新たな雇用の確保を求めます。

- ① 地域活性化につながる地場・伝統産業、農林水産業の支援・振興、後継者育成事業の充実を求めます。
- ② 災害対策や老朽化した上下水道や橋梁改築工事など、地域の「安心・安全」につながる生活密着型の公共事業を計画的に実施することを求めます。
- ③ 太陽光・風力・地熱・バイオマスなど、原発に替わる再生可能エネルギーや環境対策の新規産業分野の育成を求めます。

## 2. 資格取得など求職活動の支援と修学支援、定着支援の拡充を求めます

国や自治体による公共職業訓練校は、各分野のエキスペート育成として技能資格取得が可能な長期訓練ができ就職率も高く、その有用性が評価されているにもかかわらず、統廃合や民間委託化される傾向に歯止めがかかっていません。

職業選択の動機付けから、業界が求める知識・技術の習得までの一貫性を持った公共職業訓練の拡充、訓練中の生活も含めた支援の拡充、また、長期の採用抑制を経てその必要性が高まっている「定着指導（援助）」などの体制強化を求めます。

- ① 就職が決まっていない高卒者も含め、職業訓練の拡充を求めます。道立高等技術専門学院の特別枠設置など特別の対策を求めます。

- ② 国の雇用保証責任を果たし、職業能力開発促進機構の事業や退職者支援制度の拡充、ポリテクセンターや職業能力開発大学（ポリテクカレッジ）など、公的職業訓練のきのうと体制の強化を求めます。
- ③ 求職中の高校生（卒業予定者）の就職支援として、各種資格・免許の取得に対する助成・補助など、他県で実勢されている施策も例に支援策を拡充してください。
- ④ 求人開拓の活動のための旅費支給、相談員配置など人的支援策を、学校や地域の要望を聞きながら手当することを求めます。
- ⑤ ジョブサポーターやサポートステーションなど、学校と連携した若者の「求職」「定着」指導（援助）体制の強化、国や自治体としての事業実施を求めます。
- ⑥ 看護師不足解消、地域慰留済確保に資する公的教育機関の設置を求めます。

### 3. 地方自治体としての求人開拓、職業訓練など、独自の施策支援を求めます

地元での就職を希望する若者も増えています。地場産業の育成など地域経済の活性化の視点から、地元での雇用創出を最優先課題とし、対策を抜本的に強化することを求めます。

3月末までに就職できなかった高卒者に対し、専修学校や企業などでスキルアップできるよう学費支援や受け入れ企業への賃金助成の事業、介護や農林業などの人材育成プログラムなど、2009年以降全国でも道内でも始まった自治体による積極的なとりくみへの国の支援など、更なる施策強化とその充実を求めます。

### 4. 働くルールの確立、労働者の権利保障の対策強化を求めます

ディーセントワーク実現に向けた法整備と併せ、高校生・若者への労働ルール・権利教育の充実を求めます。

- ① 道内高校卒業生（3年生）全員に、労働者の権利や労働相談先を知らせる「働くルールブック」（仮称）を無償で配布し、それを使用した学習を全ての高校に求めることを求めます。
- ② 「ワークルールを実地で学ぶ」出前講座など、労組等の協力も得て拡充を求めます。

以上